平成２９年（フ）第５３７号
東京都八王子市明神町４丁目14番６号ジョイフル八王子208号
債務者　笹森　　純
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５３８号
東京都八王子市明神町４丁目14番６号ジョイフル八王子208号
債務者　笹森　和枝
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６３３号
東京都府中市八幡町２丁目21番地の９東菱八幡町マンション205
債務者　大沢茉由美
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３１１号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区19棟206号
債務者　藤田千代子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３６０号
横浜市旭区二俣川２丁目38番地２　コーポ竹201号
債務者　吉田　文美
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３７６号
神奈川県鎌倉市上町屋214番地４　サニーライフ鎌倉
債務者　三木　正彦
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３７７号
横浜市保土ケ谷区岩井町123番地の２　保土ケ谷駅前ハイツ１棟505号
債務者　久永　忠明
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３５号
静岡県湖西市鷲津377番地の３レオパレスさくら館202
債務者　松田　直之
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３５５号
東京都あきる野市秋留４丁目８番地３シャトーアラモード202号
債務者　辻　　清志
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３５６号
東京都あきる野市秋留４丁目８番地３シャトーアラモード202号
債務者　辻　　克美
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５７４号
東京都国立市谷保6272番地の２グランバリュー国立601
債務者　村田幸一朗
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３５５号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地70―102
債務者　赤羽　誠一
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０８号
沖縄県沖縄市高原５丁目10番９号　リビングハピネスⅡ105号
債務者　赤平美千代
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２８０号
千葉県八千代市八千代台北１丁目２番３号ハピネス八千代台１Ｆ
破産者　株式会社ＢＲダイニング
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２８１号
千葉県八千代市八千代台北３丁目12番５号グランデージH203号
破産者　大月　英一
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係